

令和 年 月 日

小田原市水道事業 小田原市長 守屋 輝彦 様

住所又は

所在地

商号又は

名称

代表者

印

## 守秘義務の遵守に関する誓約書

「高田浄水場再整備事業」（以下「本事業」という。）における技術提案等を検討することを目的（以下「本目的」という。）として、本誓約書の提出を条件とする閲覧資料の閲覧を希望します。閲覧に当たっては、次の事項を遵守することを誓約します。

### 第1条（利用の目的）

- 1 当社は、本目的のためにのみ閲覧を行うものであり、本目的以外の目的のために閲覧資料を利用しません。
- 2 当社は、本目的を達するため必要な範囲及び方法で、当社が業務を委託する弁護士、公認会計士、税理士等に対し、閲覧資料の全部又は一部を開示することができるものとします。
- 3 当社は、本書記載の遵守事項と同一の守秘義務の履行を小田原市上下水道局（以下「市」という。）に対して誓約した場合に限り、本目的を達するため必要な範囲及び方法で、事前の書面による通知を行った上で、当社の関連会社（ここでいう関連会社とは当社が出資を受けている親会社並びに当社の連結子会社及び当社の持分法適用会社を指します。）及び協力企業（本目的に関し、協力を依頼する者等を指します。）（以下「第二次被開示者」と総称します。）に対し、閲覧資料の全部又は一部を開示することができるものとします。
- 4 当社は、自らの責任において、前2項の定めにより閲覧資料の全部又は一部の開示を受けた者をして本誓約書に定める義務を遵守させるものとし、これらの者がかかる義務に違反した場合には、当社が本誓約書に違反したとみなされて責任を負うことを約束します。
- 5 当社は、市から提供される全ての閲覧資料は、参考のために提供されるものであり、市はその内容の正確性について一切の責任を負わないことを承認します。

## 第2条（秘密の保持）

当社は、市から提供又は開示を受けた閲覧資料を秘密として保持するものとし、前条に定める場合又は市の事前の承諾ある場合のほか、第三者に対し開示しません。なお、市の承諾は、当社、当社の第二次被開示者ごとに個別に受けるものとします。

## 第3条（善管注意義務）

当社及び当社の第二次被開示者は、市から提供又は開示を受けた閲覧資料を、善良な管理者としての注意をもって取り扱うことを約束します。

## 第4条（個人情報の取扱い）

個人情報に該当するものについては、法令等により市及び当社に認められる範囲内で市から提供を受けた閲覧資料のうちでのみ利用、保持し、かつ、法令等により市及び当社に要求されるところに従い適切な管理を行うことを約束します。

## 第5条（期間）

本書に基づき、当社請負義務は、本事業にかかる調達終了後であっても、存続するものとします。

## 第6条（損害賠償義務）

当社の本書に違反する行為により秘密が漏洩した場合、当社は、それにより市に生じた損害を賠償することを約束します。

## 第7条（書類の破棄）

- 1 市から提供又は開示を受けた閲覧資料は、本目的のために遂行する業務が終了した時点で、その写しを含めてすべて速やかに破棄することを約束します。また、この場合において、当社の第二次被開示者に対して閲覧資料の全部又は一部を開示していたときは当社の第二次被開示者に対して、開示を受けた資料及びその写しをすべて速やかに破棄させることを約束します。
- 2 法令等又は司法機関若しくは行政機関の判決、決定、命令等により閲覧資料の情報を保持することが義務付けられているため、前項の規定により閲覧資料を破棄することができない場合、当社及び当社の第二次被開示者は、その理由を付して破棄予定日を通知することとし、情報保持を義務付けられた期間が経過したときは、速やかに当該資料・情報等をその写しを含めてすべて破棄することを約束します。
- 3 当社及び当社の第二次被開示者は、前2項の規定に基づき閲覧資料を破棄したときは、市に対し、その旨報告します。

## 第8条（その他）

当社は、第1条から第7条までに定めるほか、守秘義務に必要な措置を講じます。

以上